2　学術文献録音テープ等は、次の各号のいずれかに該当する文献については、作成しない。
一　小説、詩歌、戯曲の類
二　一般的な入門書、概説書、教養書の類
三　教科書、各種試験参考書の類
四　はり、きゅう、音曲その他の実技の指導書の類
3　館は、前項各号に規定する文献に係る学術文献録音テープ等の貸出しの申込みを受けたときは、速やかに、当該申込みを行った貸出承認館に対し、これに応ずることができない旨を通知するものとする。
（学術文献録音テープ等を作成できない場合の措置）
第十七条　館は、貸出しの申込みを受けた学術文献録音テープ等に係る学術文献が、次の各号のいずれかに該当し、学術文献録音テープ等を作成できないときは、速やかに、当該申込みを行った貸出承認館に対し、これに応ずることができない旨を通知するものとする。
一　人権の侵害等により利用に供することが不適当と認められるため、館長がその利用を制限することを決定したもの
二　図、数表、写真等が多いため、録音作業が著しく困難と認められるもの
三　相当以上の録音時間を要するため、他の録音作業に著しく支障を来すと認められるもの
四　その他やむを得ない事情により学術文献録音テープ等を作成できないもの
（貸出期間）
第十八条　学術文献録音テープ等の貸出期間は、二月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
2　前項の期間は、館がその学術文献録音テープ等を発送する日から受領する日までの期間とする。
3　館長は、必要があると認めるときは、貸出期間内であっても、貸出しをした学術文献録音テープ等の返却を求めることができる。
4　前項の規定により学術文献録音テープ等の返却を求められた貸出承認館は、直ちに、当該学術文献録音テープ等を返却しなければならない。
（学術文献録音テープ等の貸出し及び返却）
第十九条　学術文献録音テープ等の貸出し及び返却は、郵便によるものとする。
（貸出しを受けた学術文献録音テープ等の管理）
第二十条　学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館は、当該学術文献録音テープ等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
（貸出しを受けた学術文献録音テープ等の亡失又は損傷）
第二十一条　学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館は、館から受領した当該学術文献録音テープ等に損傷を発見したとき、当該学術文献録音テープ等が亡失し、若しくは損傷したとき又は当該学術文献録音テープ等の返却中に当該学術文献録音テープ等が亡失し、若しくは損傷したことを知ったときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。
2　学術文献録音テープ等が亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が当該学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館の責めに帰すべき事由によるものであるときは、館長は、別に定めるところにより、当該貸出承認館に対し、当該学術文献録音テープ等の修復又はその損害の賠償を求めることができる。
附　則
（施行期日）
1　この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
（国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則の廃止）
2　国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則（昭和五十年国立国会図書館規則第三号）は、廃止する。
（経過措置）
3　この規則の施行前にした前項の規定による廃止前の国立国会図書館学術文献録音テープ等利用規則の規定による申請、承認、申込み、貸出しその他の行為は、この規則の相当の規定によってした申請、承認、申込み、貸出しその他の行為とみなす。

○国立国会図書館規則第七号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年十二月十八日
国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則
国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。
第七十条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。
五　視覚障害者等のための図書その他の図書館資料と同等の内容を有する情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（次号において「視覚障害者等用データ」という。）の収集に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。
六　前号の規定により収集した視覚障害者等用データに係るレファレンス、書誌又は目録の作成及び提供並びにインターネット等を通じた提供に関すること。
第七十一条第八号中「第二号」を「前条第五号及び第六号並びに第二号」に改める。
附　則
この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第八号

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年十二月十八日
国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則
（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）
第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。
第四条の二の次に次の一条を加える。
（登録の特例）
第四条の三　国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号。以下「視覚障害者等規則」という。）第六条の規定による登録は、第四条の規定による登録とみなす。
第十九条第一項に次のただし書を加える。
ただし、視覚障害者等規則第六条の規定により登録を受けた者（次条において「登録視覚障害者等」という。）が、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）のための録音資料を利用する場合においては、この限りでない。
第十九条の二を次のように改める。
（視覚障害者等用資料等の閲覧）
第十九条の二　視覚障害者等規則第二条に規定する視覚障害者等用資料（館長が定めるものを除く。）及び視覚障害者等に限り利用させることを条件として閲覧の提供を受けた電子情報は、登録視覚障害者等に限り閲覧することができる。
第二十七条第二項第一号中「機械可読資料」の下に「（視覚障害者等のための機械可読資料を除く。）」を加える。
第五十条第三項中「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」を「視覚障害者等」に、「点字による複製若しくは録音」を「当該資料に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」に改め、「得た複製」の下に「、点字による複製」を、「行う複製」の下に「（著作権者又はその許諾を得た者若しくは著作権法第七十九条の出版権の設定を受けた者により当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合を除く。）」を加える。
（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）
第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。
第三十一条第三項中「障害のある者」の下に「（以下この項において「視覚障害者等」という。）」を加え、「点字による複製若しくは録音」を「当該資料に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」に改め、「得た複製」の下に「、点字による複製」を、「行う複製」の下に「（著作権者又はその許諾を得た者若しくは著作権法第七十九条の出版権の設定を受けた者により当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合を除く。）」を加える。
附　則
この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。